



平成 29 年度
全国高等学校長協会家庭部会
第 118 回 研究協議会 (秋季)
愛 媛 大 会

大会参加要項

- 期 日 平成 29 年 10 月 23 日 (月) ~ 24 日 (火)
- 会 場 にぎたつ会館
〒790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2
TEL : 089-941-3939 FAX : 089-932-8370

平成 29 年 6 月 9 日

全国高等学校長協会家庭部会 会員 様

全国高等学校長協会家庭部会 理 事 長 武正 章
第 118 回 研究協議会愛媛大会 実行委員長 芳之内 亮

全国高等学校長協会家庭部会 第 118 回研究協議会(秋季)
愛媛大会開催について(御案内)

初夏の候 全国高等学校長協会家庭部会会員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年度の全国高等学校長協会家庭部会第 118 回研究協議会 (秋季) は愛媛県松山市で開催いたします。夏目漱石、正岡子規の生誕 150 年の記念すべき年に皆様をお迎えできることをうれしく思います。

幼稚園の次期教育要領、小中学校の次期学習指導要領が昨年度末告示され、高等学校においても本年度末に告示される予定です。これまでの「何を学ぶか」から「何ができるようになるか」が重視され、「どのように学ぶか」についても言及されています。それは、「主体的・対話的で深い学び」として学習過程を改善する視点に位置付けられました。家庭科においては「家庭基礎」「家庭総合」の 2 科目からの選択必修とし、自立した生活者として必要な生活の科学的な理解や生活課題を解決する力等の育成を充実させることが求められています。

本協議会において、研究協議 A では、家庭に関する学科を設置している学校、研究協議 B では、家庭に関する学科を設置していない学校の提案発表を予定しております。互いに参考になることが多いと思われるので、A・B 両方の協議に御参加いただき、充実した協議となるよう御協力をお願いいたします。

また、すっかりおなじみになった「俳句甲子園」の運営に携わっており、最近、全国放送の番組における辛口批評で好評を博している本県在住の夏井いつきさんの記念講演も予定しております。

会員の皆様には、御多用のことと存じますが、多くの皆様に愛媛大会への御参加を賜りますよう御案内申し上げます。

平成 29 年度 全国高等学校長協会家庭部会
第 118 回 研究協議会 (秋季) 愛媛大会

大会参加要項

◇1 期 日 平成 29 年 10 月 23 日 (月) ~ 24 日 (火)

◇2 会 場 にぎたつ会館
〒790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2
TEL : 089-941-3939 FAX : 089-932-8370

◇3 主 催 全国高等学校長協会家庭部会

◇4 共 催 愛媛県高等学校長協会 愛媛県高等学校長協会家庭部会
愛媛県高等学校教育研究会家庭部会

◇5 後 援 愛媛県教育委員会 松山市教育委員会 愛媛県産業教育振興会

◇6 主 管 愛媛県高等学校長協会家庭部会
事務局 愛媛県立小松高等学校
〒799-1101 愛媛県西条市小松町新屋敷乙 42 番地 1
TEL : 0898-72-2731 FAX : 0898-72-3669

◇7 日 程

10月23日(月)	受付	9:00 ~ 10:00
	開会式	10:00 ~ 11:00
	研究協議 A	11:10 ~ 12:00
	記念講演	13:00 ~ 14:30
	研究協議 A	14:50 ~ 15:30
	研究協議 B (教育懇談会)	15:40 ~ 17:10 (18:00 ~ 20:00)
10月24日(火)	研究協議	9:30 ~ 10:20
	講評・講話	10:30 ~ 11:30
	閉会式	11:40 ~ 12:00

◇8 研究協議 ○提案者

【 研究協議 A : 家庭に関する学科を設置している学校 】

- (1) 宮城県松山高等学校長 栗野 琴 絵
「地域とのつながりの中で、一人ひとりの個性が輝く ~松山高校家政科の取組~」
- (2) 兵庫県立西脇高等学校長 小林 二 城
「cool Japan cool Banshuori ー播州織再発見と西脇産ブランド発信ー
~3年間の SPH 事業の取組を通して~」
- (3) 広島県立海田高等学校長 溝 上 健 文
「海田高校家政科 取組の軌跡 ~めざせ三冠王!! 海高生の挑戦~」

【 研究協議B：家庭に関する学科を設置していない学校 】

- (1) 秋田県立能代高等学校長 京 久夫
「普通科高校における家庭科教育の取り組み
～課題意識を持って主体的に学ぶ生徒の育成を目指して～」
- (2) 和歌山県立熊野高等学校長 夏目 康弘
「地域協働型サービスラーニングの取り組み ～実践的な態度を育てる～」
- (3) 島根県立邇摩高等学校長 三島 祐司
「“つくりだす・つながる・つみかさねる” 家庭科教育を目指して」

◇ 9 記念講演 「夏井いつき講演会 『心を育む俳句の力』」
夏井 いつき 氏 (愛媛県松山市在住の俳人)
俳句集団「いつき組」組長。8年間の中学校国語教諭を経て、俳人へ転身。俳句会での新人登竜門「俳壇賞」を平成6年受賞、平成12年には「第五回中新田俳句大賞」受賞。平成17年NHK四国ふれあい文化賞受賞。テレビ、ラジオの出演の他、俳句の授業「句会ライブ」を開催、全国高校俳句選手権「俳句甲子園」の運営にも携わるなど、全国的に幅広く活動中。

◇ 10 参加費等 (1) 総会・研究協議会 6,000円 (参加費3,000円、資料代3,000円)
(2) 昼食(弁当)代 1,000円
(3) 教育懇談会費 6,000円 (◇12参照)

◇ 11 宿 泊 (1) 宿泊期日 平成29年10月22日(日)・23日(月)
(2) 宿泊幹旋ホテル(代金は1泊1名様朝食付、シングル利用、諸税・サービス料金込み)

ホテル名		料金	記号	会場より
にぎたつ会館	シングル	6,100円	A-1	会場施設
	ツイン1人利用	6,300円	A-2	会場施設
道後山の手ホテル	シングル	12,030円	B	徒歩8分
ホテルパティオ・ドウゴ	シングル	8,748円	C	徒歩5分
松山全日空ホテル	シングル	10,600円	D	徒歩30分、路面電車利用25分
松山東急REIホテル	シングル	8,640円	E	徒歩30分、路面電車利用25分

※宿泊申込みにつきましては別紙を御覧ください。

◇ 12 教育懇談会 (1) 開催日時 平成29年10月23日(月) 18:00～20:00
(2) 会 場 にぎたつ会館
(3) 会 費 お一人様 6,000円

瀬戸内の海の幸、伊予の山の幸をふんだんに盛り込んだ郷土料理で、愛媛のおいしさを存分にお楽しみください。ゆっくりとおくつろぎいただきますようお席を御用意し、心よりお待ち申し上げます。是非、大会に参加された皆様方全員の御出席を賜りますよう、御案内申し上げます。

松山市内中心部



会場

記号E

記号D

道後温泉



記号B

記号C

会場 記号A

- A:『にぎたつ会館』**
 ■電車でお越しの方
 JR松山駅から路面電車「道後温泉」行き乗車 約25分(160円)
 「道後温泉駅」下車 徒歩5分
- B:『道後山の手ホテル』**
 道後温泉駅より徒歩約5分
 道後温泉本館を右手に、左右に階段のあるスロープを進むと歩道に出ます。歩道を左に進んでください。
- C:『ホテルパティオ・ドウゴ』**
 道後温泉駅より徒歩約3分
 道後温泉本館に向かって左側にホテルがございます。
- D:『松山全日空ホテル』**
 JR松山駅から バス:約10分(一番町バス停下車)
 /市内電車:約10分(大街道電停下車)
 松山空港からリムジンバスで一番町まで約30分
 * 道後温泉へ路面電車で10分
- E:『松山東急REIホテル』**
 JR松山駅から バス:約10分(一番町バス停下車)
 /市内電車:約10分(大街道電停下車)
 松山空港からリムジンバスで一番町まで約30分
 * 道後温泉へ路面電車で10分

平成29年度全国高等学校長協会家庭部会

第118回研究協議会（秋季）愛媛大会

開催期日：平成29年10月23日（月）～10月24日（火）

御挨拶

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度「平成29年度全国高等学校長協会家庭部会第118回研究協議会」が開催されますことを心から歓迎申し上げます。

御参加の皆様方の御便宜を図るため、研究協議会・宿泊のお世話を東武トップツアーズ松山支店にて、御案内させて頂くことになりました。大会の御成功に向け、精一杯のお手伝いをさせていただきますので皆様方のお申込をお待ち致しております。

敬具

東武トップツアーズ（株）

松山支店

支店長 二宮 俊雄

《1》お申込み方法の御案内

（1） 研究協議会・宿泊・弁当のお申込み

別紙お申込書に必要事項を御記入いただき、FAXにて7月14日（金）までにお申込み下さい。電話でのお申込みは承りません。

お申込みの際には第二希望・第三希望を御記入下さい。なお、申込受付順に配宿いたしますのでお早めにお申込下さい。

御登録いただきました個人情報に関しましては、今回の研究協議会に係わる目的以外では利用しません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき、適切な体制で臨んでおります。

FAX到着後の個人情報管理には充分注意をしておりますが、FAXを送信される際はくれぐれも誤送信等に御注意下さい。今回の宿泊プランに係る契約は、旅行企画実施を行う東武トップツアーズ㈱との募集型企画旅行契約となります。

（2） 予約確認書（宿泊先回答書）・請求書の御送付

お申込者御連絡先に8月31日（木）までに、予約確認書と請求書を郵送させていただきますので御確認下さい。予約確認書は当日御持参を頂き、宿泊先に御提示ください。

（3） 御旅行代金のお支払い

請求書が到着次第、9月15日（金）までに銀行振込をお願いいたします。（振込手数料は御負担願います）変更・取消にて生じた差額は大会終了後、振込みにて御返金となりますので御了承ください。

《2》 宿泊の御案内（募集型企画旅行）

宿泊取扱期間：平成 29 年 10 月 22 日（日）・23 日（月）

ホテル名	部屋タイプ	料 金	申込記号	会場より
にぎたつ会館	シングル	6,100円	A-1	会場施設
	ツイン1人利用	6,300円	A-2	会場施設
道後山の手ホテル	シングル	12,030円	B	徒歩 8 分
ホテルパティオ・ドウゴ	シングル	8,748円	C	徒歩 5 分
松山全日空ホテル	シングル	10,600円	D	徒歩 30 分 路面電車利用 25 分
松山東急REIホテル	シングル	8,640円	E	徒歩 30 分 路面電車利用 25 分

【御案内】

- ・御旅行（宿泊）代金は1泊1名様朝食付の料金で諸税・サービス料金を含んでいます。
- ・最少催行人員：1名様
- ・施設毎の申込受付とし、上記の宿泊先の中から申込受付順に配宿させていただきます。
宿泊先ホテルにつきましては後日お送りする予約確認書にて御確認をお願いいたします。
- ・お申込の際には第二・三希望を御記入ください。
- ・個人勘定及びこれに伴うサービス料金と諸税は各自で御清算願います。
- ・上記宿泊プランには添乗員は同行いたしません。各宿泊施設でのチェックイン手続きはお客様御自身で行っていただきます。

前記、宿泊プランの取消料は以下の通りです。

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解約されるときは、1泊ごとに次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お1人様）
旅行開始日の 前日から起算 してさかのぼ って	1. 6日目にあたる日以前の解除	無料
	2. 5日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
	3. 3日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5. 当日の解除	旅行代金の50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

*御宿泊当日の取消については、18時までに当支店に取消の連絡がない場合は無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

《3》 弁当の御案内

平成29年10月23日(月)の会場でのお弁当手配を承ります。

お一人様 昼食弁当(お茶付) 1食 1,000円(税込)

【御案内】

- ・ 宿泊のお申込と同時に申込書に御記入の上、お申込下さい。尚、当日販売は行いませんので御了承下さい。
- ・ お支払いは御旅行代金とあわせて、御請求書にともないお願い致します。
- ・ 弁当の御手配は旅行契約ではございません。手配先との取決により以下の取消料を適用させていただきます。
- ・ お申込後の変更・取消は必ず、申込受付箇所前日の11:00までに御連絡をいただき、当方が受理した場合のみ変更・取消をたまわります。

また、以下の期日にて取消の場合、取消料を申し受けます。

解除の日	取消料(お1人様)
1. 前日11:00までの解除	無料
2. 上記1.以降の解除及び無連絡	代金の100%

《4》 変更・取消の御案内

- ・ 変更・取消は東武トップツアーズ(株)松山支店までFAXにて御連絡下さい。
(旅行開始後の取消連絡は電話にて承ります)
- ・ 取消基準日は、営業時間外に受信したものについては、翌営業日の扱いとなりますので御注意下さい。
- ・ 取消後の返金につきましては、取消料を差引いた額を御返金いたします。
尚、事務整理上多少日数がかかりますので予め御了承下さい。
- ・ 大会参加費に関しては御旅行代金には含まれません。大会主催事務局との取決により、入金後の御返金は出来ません。御了承下さい。

《お問合せ・お申込(旅行企画・実施)・お振込先》

〒790-0003 愛媛県松山市三番町4丁目11-6

東武トップツアーズ(株)松山支店

総合旅行業務取扱管理者: 二宮 俊雄 担当者: 二宮 俊雄

観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員 ボンド保証会員

TEL: 089-941-9231



FAX: 089-947-3809

客国 17-224

(営業時間: 月曜~金曜 9:00~18:00 土・日・祝日は休業)

振込銀行名: 伊予銀行 湊町(ミナトマチ)支店

口座番号: (普) 4089381

口座名: 東武トップツアーズ株式会社 松山支店

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社松山支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『《1》お申込み方法のご案内（3）ご旅行代金のお支払い』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「申込要項」『《2》宿泊のご案内』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお

渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体

- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体又は荷物が破られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けれます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めな

ればなりません。

- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続に必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は29年4月1日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせ

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号



松山支店

松山市三番町4丁目11-6

電話番号 089-941-9231

営業日 月曜日～金曜日

一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業取扱管理者：二宮 俊雄

客用-17-224



FAX 番号 089-947-3809

営業時間 9:00～18:00

旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業取扱管理者にお尋ねください。

(H28.5版)

FAX : 089-947-3809

平成29年度全国高等学校長協会家庭部会愛媛大会 申込書

予約券送付先	申込者名		都道府県		学校名	
	住所	〒 (学校・自宅)		電話	() -	
			FAX	() -		

大会実施及び旅行手配のために必要な範囲内の事務局・宿泊機関・保険会社等への個人情報の提供について同意の上、以下のとおり申込みます。

NO	フリガナ 氏名	性別	10/23 (月)				10/24 (火)	資料 のみの 送付	宿泊 宿泊プランのホテル記号を記入願います		第2希望 第3希望
			研究協議 A・B	記念講演	弁当代	教育 懇談会	研究協議 講評・講話		10/22 (日)	10/23 (月)	
例	エヒメ タロウ 愛媛 太郎	男	○	○	○	○		3,000円	A-1	A-1	B C
1											

【備考欄】

ホテル申込時：**禁煙・喫煙**をお知らせ下さい（○印をお付け下さい）※禁煙・喫煙はリクエストとして受け付けます。御希望に添えない場合もございます。

宿泊代と弁当代の領収書：**必要：不必要**をお知らせ下さい（○印をお付け下さい）領収書宛名先【 】

【公費（大会参加費・資料代）等の支払いに当たっての確認事項】

- 請求書の項目は、①大会参加費、②宿泊代、③弁当代となります。
- その他の請求項目として④資料代、⑤教育懇談会費として請求させていただきます。
- 請求書送付時、請求書に対する明細書を同封させていただきます。
- 請求書は「東武トップツアーズ榑松山支店」名とし、@を押したものとします。
※大会参加費及び資料代につきましては、大会本部からの依頼に基づき、当社が事務代行いたします。（旅行契約には該当いたしません）

【領収書に関して】

- 大会参加費、資料代、教育懇談会の領収書は「平成29年度全国高等学校長協会家庭部会第118回研究協議会実行委員会」より発行し大会当日お渡しいたします。尚、資料のみの御参加の方は資料送付時に同封いたします。
- 宿泊代、弁当代の領収書が必要な方は上記備考欄に○印をお付けいただき、領収書宛名先を備考欄に御記入下さい。
「東武トップツアーズ榑松山支店」より発行し、大会当日にお渡しいたします。

<申込書FAX先>

東武トップツアーズ榑松山支店
TEL : 089-941-9231
FAX : 089-947-3809
担当者：二宮 俊雄

（営業時間：月曜～金曜 9:00～18:00 土・日・祝日は休業）

弊社 使用欄	受付月日	発送月日